日常の指導体制【未然防止・早期発見】

管理職

- ○学校いじめ防止基本方針 ○いじめを許さない姿勢

- ○風通しのよい職場 ○保護者、地域等との連携

いじめ防止対策委員会 【定期開催】

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・実施
- ・調査結果、報告等の情報整理・判断
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針検討

【結果報告】

教育委員会

【発生時の対応】

別紙 2 へ

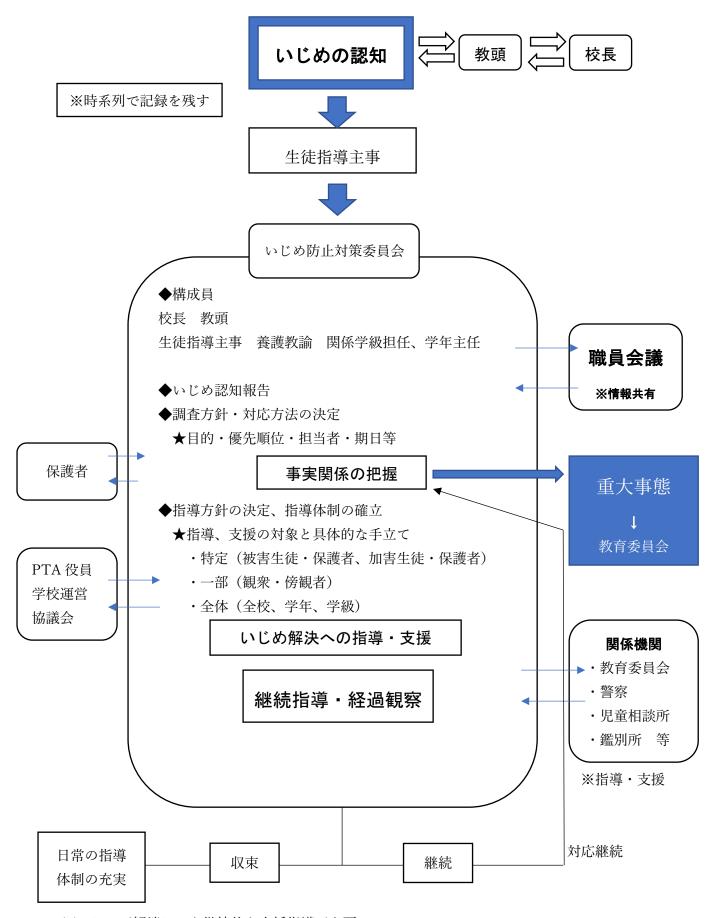
未然防止

- ◆学力育成
- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲を高める「わかる授業」づくり
- ◆特別活動、道徳教育の充実
- ・生徒会活動の充実
- ・ボランティア活動の充実
- ◆教育相談の充実
- キャリアパスポートの活用
- ◆人権教育の充実
- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の実施
- ◆保護者、地域との連携
- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校(授業)公開の実施

早期発見・対応

- ◆情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談、訴え (生徒・保護者・地域等)
 - ・アンケートの実施(定期)
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催(生徒・保護者)
- ◆相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置、周知
- ◆情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握

発生時の組織的対応(いじめの対応)



※いじめが解消しても継続的な支援指導が必要